

# 『商標権侵害の判断基準』の印刷配布に関する

## 国家知識産権局の通知

公布時間：2020-06-17

国知発保字〔2020〕23号

各省・自治区・直轄市・新疆生産建設兵団の知識産権局（知的財産管理部門）へ

知的財産保護の強化に関する党中央・国務院の政策決定・手配を着実に貫徹・実行し、商標法執行指導業務を強化し、法執行基準を統一し、法執行水準を高め、商標専用権の保護を強化するために、『商標法』、『商標法実施条例』の関連規定に従い、『商標権侵害の判断基準』を制定した。ここに印刷配布するので、同基準に従って執行すること。各地は、執行過程において発生した新状況、新問題を速やかに報告すること。

国家知識産権局

2020年6月15日

## 商標権侵害の判断基準

**第一条** 商標法執行の指導業務を強化し、法執行基準を統一し、法執行水準を高め、商標専用権の保護を強化するために、『中華人民共和国商標法』（以下、「商標法」という）、『中華人民共和国商標法実施条例』（以下、「商標法実施条例」という）及び関連法律法規、部門規則に従い、本基準を制定する。

**第二条** 商標法執行関連部門による商標権侵害事件の処理、摘発には、本基準を適用する。

**第三条** 商標権侵害を構成するか否かを判断するに当たっては、一般的に侵害被疑行為が商標法上の商標の使用を構成するか否かを判断する必要がある。

商標の使用とは、商標を商品、商品の包装、容器、役務提供施設及び取引文書に使用し、又は商標を広告宣伝、展示及びその他の商業イベントに使用することにより、商品又は役務の出所を識別するための行為をいう。

**第四条** 商標を商品、商品の包装、容器及び商品提供取引文書に使用する際の具体的な形態には、以下を含むがこれらに限定されない。

(一) 直接に貼り付ける、刻印する、焼き印する若しくは織り込む等の方法により、商標を商品、商品の包装、容器、ラベル等に付着させ、又は商品に付帯するタグ、製品説明書、説明マニュアル、価格表等に使用する。

(二) 商標を商品販売契約書、インボイス、手形、領収証、商品輸出入検査検疫証明、税関申告書等の商品販売に関連する取引文書に使用する。

**第五条** 商標を役務提供施設及び役務提供取引文書に使用する際の具体的な形態には、以下を含むがこれらに限定されない。

(一) 商標を説明マニュアル、スタッフの衣装・装飾品、ポスター、メニュー、価格表、名刺、クーポン、事務用品・文房具、便箋及び役務の提供のために使用されるその他の関連物品等の役務提供施設に直接使用する。

(二) 商標をインボイス、手形、領収証、送金伝票、役務提供契約書、修理保守証明書等の役務に関連する文書資料に使用する。

**第六条** 商標を広告宣伝、展示及びその他の商業イベントに使用する際の具体的な形態には、以下を含むがこれらに限定されない。

(一) 商標をラジオ、テレビ、映画、インターネット等のメディア上で使用し、又は刊行された出版物の中で使用し、又は広告看板、郵送広告又はその他の広告メディアで使用する。

(二) 商標を展覧会、博覧会で使用する。展覧会、博覧会で提供される商標を使用した印刷物、展示ブースの写真、出展証明及びその他の資料を含む。

(三) 商標をウェブサイト、インスタントメッセージングツール、ソーシャルネットワークプラットフォーム、アプリケーションプログラム等のメディアに使用する。

(四) 商標をバーコード等の情報メディアに使用する。

(五) 商標を店舗の看板、店舗の装飾に使用する。

**第七条** 商標の使用に該当するか否かを判断するに当たっては、使用者の主観的意図、使用方式、宣伝方式、業界の慣例、消費者の認知等の要素を総合的に考慮しなければならない。

**第八条** 商標登録者の許諾を得ていない状況には、許諾を得ていないか又は許諾を超えた商品又は役務の種類、期間、数量等を含む。

**第九条** 同一商品とは、被疑侵害者が実際に生産・販売した商品の名称が、他人の登録商標の指定商品の名称と同一である商品、又は両者の商品の名称は異なるものの機能、用途、主要原料、生産部門、消費対象、販売ルート等の点において同一又はほぼ同一であり、関連公衆が通常、同一の商品として認めるものを指す。

同一役務とは、被疑侵害者が実際に提供した役務の名称が、他人の登録商標の指定役務の名称と同一である役務、又は両者の役務の名称は異なるものの役務の目的、内容、方式、提供者、対象、場所等の点において同一又はほぼ同一であり、関連公衆が通常、同一の役務として認めるものを指す。

指定商品又は役務の名称とは、国家知識産権局が商標登録業務において商品又は役務に使用する名称を指し、『類似商品・役務区分表』（以下、「区分表」という）に記載された商品又は役務の名称及び区分表に記載されていないが商標登録で受け入れられている商品又は役務の名称を含む。

**第十条** 類似商品とは、機能、用途、主要原料、生産部門、消費対象、販売ルート等の点において一定の共通性を有する商品を指す。

類似役務とは、役務の目的、内容、方式、提供者、対象、場所等の点において一定の共通性を有する役務を指す。

**第十一条** 同一商品又は同一役務、類似商品又は類似役務に該当するか否かを判断するに当たっては、権利者の登録商標の指定商品又は役務と侵害被疑商品又は役務とを比較しなければならない。

**第十二条** 侵害被疑商品又は役務と他人の登録商標の指定商品又は役務とが同一商品又は同一役務、類似商品又は類似役務を構成するか否かの判断には、現行の区分表を参照して認定するものとする。

区分表に含まれていない商品については、関連公衆の一般的な認識に基づき、商品の機能、用途、主要原料、生産部門、消費対象、販売ルート等の要素を総合的に考慮した上で、同一又は類似の商品を構成するか否かを認定しなければならない。

区分表に含まれていない役務については、関連公衆の一般的な認識に基づき、役務の目的、内容、方式、提供者、対象、場所等の要素を総合的に考慮した上で、同一又は類似の役務を構成するか否かを認定しなければならない。

**第十三条** 登録商標と同一の商標とは、侵害被疑商標が、他人の登録商標と完全に同一である商標、及び、異なる部分があるものの、視覚的効果又は音商標の聴覚的知覚においてほとんど差異がなく、関連公衆が区別しにくい商標を指す。

**第十四条** 他人の登録商標と比較した際に、侵害被疑商標が登録商標と同一であると認定できる状況には、以下の場合を含む。

(一) 文字商標が、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合。

1. 文字の構成、配列順がいずれも同一である。
2. 登録商標のフォント、アルファベットの大文字・小文字、文字の横縦配列を変更しているが、登録商標との間にほとんど差異がない。
3. 登録商標の文字、アルファベット、数字等の間の距離を変更しているが、登録商標との間にほとんど差異がない。
4. 登録商標の色彩を変更しているが、登録商標の顕著性に影響を与えていない。
5. 登録商標に商品の一般名称、図形、型番等顕著な特徴に欠ける内容のみを追加しているが、登録商標の顕著性に影響を与えていない。

(二) 図形商標について、構図要素、表現形式等の視覚的効果においてほとんど差異がない場合。

(三) 文字・図形結合商標について、文字の構成、図形の外観及びその配列・結合方法において同一であり、全体的な視覚的効果においてほとんど差異がない場合。

(四) 立体商標について、顕著な三次元標識と顕著な平面要素において同一であるか又はほとんど差異がない場合。

(五) 色彩結合商標について、結合された色彩と配列方法において同一であるか又はほとんど差異がない場合。

(六) 音商標について、聴覚的知覚と全体的な音楽イメージにおいて同一であるか又はほとんど差異がない場合。

(七) その他の視覚的効果又は聴覚的知覚において登録商標とほとんど差異がない場合。

**第十五条** 登録商標と類似の商標とは、侵害被疑商標と他人の登録商標と比較した際に、文字商標については文字の形状、読み方、意味において類似するもの、図形商標については構図、色彩、外形において類似するもの、文字・図形結合商標については全体的な配列結合方法と外形において類似するもの、立体商標については三次元標識の形状と外形において類似するもの、色彩結合商標については色彩又は結合において類似するもの、音商標については聴覚的知覚又は全体的な音楽イメージにおいて類似するもの等を指す。

**第十六条** 侵害被疑商標が他人の登録商標と類似を構成するか否かは、現行の『商標審査及び審理基準』の商標類似に関する規定を参照して判断する。

**第十七条** 商標が同一又は類似するか否かを判断するに当たっては、権利者の登録商標と侵害被疑商標とを比較しなければならない。

**第十八条** 登録商標と同一又は類似する商標を判断するに当たっては、関連公衆の一般注意力と認知力を基準とし、隔離的観察、全体的比較及び主要部分の比較の方法を用いて認定しなければならない。

**第十九条** 商標権侵害の判断において、同一の商品又は同一の役務について類似の商標を使用し、或いは、類似商品又は類似役務について同一又は類似の商標を使用した場合には、更に混同を容易に生じさせるか否かを判断しなければならない。

**第二十条** 商標法に規定する混同を容易に生じさせる状況には、以下の場合を含む。

(一) 関連公衆に対して、係争商品又は役務が登録商標の権利者により生産又は提供されたものと誤認させるのに十分である場合。

(二) 関連公衆に対して、係争商品又は役務の提供者と登録商標の権利者と間に投資、許諾、加盟又は協力等の関係が存在すると誤認させるのに十分である場合。

**第二十一条** 商標法執行関連部門は、容易に混同を生じさせるか否かを判断するに当たっては、以下の要素及び各要素間の相互影響を総合的に考慮しなければならない。

- (一) 商標の類似状況。
- (二) 商品又は役務の類似状況。
- (三) 登録商標の顕著性及び知名度。
- (四) 商品又は役務の特徴及び商標使用の方式。
- (五) 関連公衆の注意度及び認知度。
- (六) その他の関連要素。

**第二十二条** 自身の登録商標を変更し又は複数の登録商標を組み合わせて使用した結果、他人の同一の商品又は役務における登録商標と同一となる場合は、商標法第五十七条第一号に規定する商標権侵害行為に該当する。

自身の登録商標を変更し又は複数の登録商標を組み合わせて使用した結果、他人の同一又は類似の商品又は役務における登録商標と類似し、混同を容易に生じさせる場合は、商標法第五十七条第二号に規定する商標権侵害行為に該当する。

**第二十三条** 同一の商品又は役務において、企業名称における商号を強調して使用した結果、他人の登録商標と同一となる場合は、商標法第五十七条第一号に規定する商標権侵害行為に該当する。

同一又は類似の商品又は役務において、企業名称における商号を強調して使用した結果、他人の登録商標と近似し、混同を容易に生じさせる場合は、商標法第五十七条第二号に規定する商標権侵害行為に該当する。

**第二十四条** 色彩が指定されていない登録商標は、色彩を自由に付着させることができるが、便乗を目的に色彩を付着させた結果、他人の同一又は類似の商品又は役務における登録商標と類似し、混同を容易に生じさせる場合は、商標法第五十七条第二号に規定する商標権侵害行為に該当する。

登録商標の知名度が高く、侵害被疑者が登録商標の権利者と同一の業界又は大きな関連性を持つ業界にあり、かつ正当な理由なく登録商標と同一又は類似する標章を使用した場合、侵害被疑者が便乗する意図を有すると認定することができる。

**第二十五条** 工事の実施と材料の調達を共に引き受ける工事請負経営活動において、請負業者が商標専用権を侵害した商品を使用した場合は、商標法第五十七条第三号に規定する商標権侵害行為に該当する。

**第二十六条** 経営者が商品を販売する際に商標専用権を侵害した商品を景品とした場合は、商標法第五十七条第三号に規定する商標権侵害行為に該当する。

**第二十七条** 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、商標法第六十条第二項に規定する「登録商標専用権を侵害した商品を知らないで販売した」ことには該当しない。

(一) 仕入ルートが商慣行に合致せず、かつ価格が明らかに市場価格より低かった場合。

(二) 帳簿、販売記録等の会計書類の提供を拒否し、又は会計書類に虚偽の記載を行った場合。

(三) 事件発生後に物証を移転・破棄し、又は虚偽の証明、虚偽の状況を提供した場合。

(四) 類似の違法事由により処分を受けた後に再犯した場合。

(五) その他当事者が明らかに知っているか又は知るべきであったと認定できる場合。

**第二十八条** 商標法第六十条第二項に規定する「提供者について説明した」とは、侵害被疑者がサプライヤーの名称、経営住所、連絡先等正確な情報又は手掛かりを自発的に提供したことを指す。

侵害被疑者による虚偽又は確認できない情報の提供により、提供者を探し当てることができなかった場合は、「提供者について説明した」とはみなされない。

**第二十九条** 侵害被疑者が商標法第六十条第二項に規定する「登録商標専用権を侵害した商品を知らないで販売した」ことに該当する場合、その侵害製品の販売停止を命じ、サプライヤーを立件・摘発するか、又は、事件の手掛かりを管轄権のある商標法執行関連部門に移送して摘発させる。

権利侵害者が販売停止を命じられた侵害商品を再び販売した場合、法により摘発しなければならない。

**第三十条** 市場主催者、展示会主催者、売場賃貸人、電子商取引プラットフォーム等の経営者が管理職責の履行を怠り、市場内の経営者、出展者、売場借入人、プラットフォーム内の電子商取引経営者が商標権侵害行為を実施したことを知りながらも阻止しなかった場合、又は、事情を知らないものの、商標法執行関連部門から通知されたか若しくは商標権利者から発効している行政、司法文書を持って告知されたにも

かかわらず、必要な措置を講じて商標権侵害行為を阻止しなかった場合には、商標法第五十七条第六号に規定する商標権侵害行為に該当する。

**第三十一条** 他人の登録商標と同一又は類似する文字をドメイン名として登録し、かつ当該ドメイン名を通じて関連商品又は役務提供の取引に係る電子商取引を行って、関連公衆に誤認を容易に生じさせる場合は、商標法第五十七条第七号に規定する商標権侵害行為に該当する。

**第三十二条** 商標権侵害事件を摘発するに当たっては、合法的な先行権利を保護しなければならない。

意匠専利権、作品著作权をもって他人の登録商標専用権に抗弁する場合、登録商標の出願日が意匠専利の出願日又は証拠により証明された当該著作権作品の創作完成日より早かったときは、商標法執行関連部門は商標権侵害事件を摘発することができる。

**第三十三条** 商標法第五十九条第三項に規定する「一定の影響がある商標」とは、中国国内で先に使用されており、かつ一定の範囲内において関連公衆に知られている未登録商標を指す。

一定の影響がある商標を認定するに当たっては、当該商標の継続的使用期間、販売数、事業収益、広告宣伝等の要素を考慮した上で総合的に判断しなければならない。

使用者が次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、「元の使用範囲内における継続的な使用」とは見なされない。

- (一) 当該商標が使用される具体的な商品又は役務を追加した場合。
- (二) 当該商標の図形、文字、色彩、構造、表記方法等の内容を変更した場合。ただし、他人の登録商標と区別する目的で行った変更については、この限りではない。
- (三) 元の使用範囲を超えたその他の場合。

**第三十四条** 商標法第六十条第二項に規定する「5年以内に商標権侵害行為を2回以上実施した」とは、同一の当事者が、商標法執行関連部門、人民法院により他人の登録商標専用権を侵害したと認定された行政処罰又は判決の発効日より起算して5年以内に再び商標権侵害行為を実施したことを指す。

**第三十五条** 国家知識産権局で審理中又は人民法院で係争中の以下の事件に対しては、商標法第六十二条第三項の「中止」に関する規定を適用することができる。

- (一) 登録商標が無効宣告されているもの。



(二) 登録商標が更新・延長期間にあるもの。

(三) 登録商標権の帰属に他の争議状況が存在するもの。

**第三十六条** 商標権侵害事件の摘発過程において、商標法執行関連部門は、係争商品が権利者によって生産され又は生産を許諾された商品であるか否かについて、書面による識別意見を発行するよう権利者に求めることができる。権利者は、当該識別意見について相応の法的責任を負わなければならない。

商標法執行関連部門は、識別意見を発行する識別者の主体資格及び識別意見の真实性を審査しなければならない。侵害被疑者が当該識別意見を覆すほどの反対証拠を持っていない場合、商標法執行関連部門は、当該識別意見を証拠として採用することとする。

**第三十七条** 本基準は国家知識産権局が解釈する。

**第三十八条** 本基準は公布日より施行される。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出所：中華人民共和国中央人民政府網

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-06/17/content\\_5520001.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-06/17/content_5520001.htm)